

給与所得者（住宅取得特別控除、医療費控除）、年金受給者の確定申告説明会を開催します

所得税の確定申告は、2月16日(出)から3月15日(金)までですが、期間間近になると大変混雑して、長時間お待ちいただく上、落ち着いて相談できないこともあります。税務署では、確定申告をスムーズに行うため、給与所得のある人、年金を受給している人で次に該当する人を対象に「確定申告説明会」を開催します。該当する人は、できるだけ説明会当日に申告を済ませてください。

□対象となる人

1. 給与所得のある人

①住宅取得等特別控除を受けられる人
金融機関等から融資を受け、住むために住宅を新築（建売住宅、中古住宅の購入を含む）した場合、その年から6年間（平成元年12月31日以前から住んでいる人は5年間）年末の借入金残額のうち2,000万円までの金額の1%相当額（最高20万円）が所得税から税額控除されます。また、昭和63年以後に増改築を行い、その工事費用が200万円（平成2年からは100万円）を越える場合も税額控除となります。

住宅取得特別控除は、年間所得額、住宅に住んだ年、対象となる住宅、借入金の範囲にそれぞれ一定の条件があります。税務署、税務課市民税

説明会日程	対象者	開催日	会場	受付時間	説明開始時間
説明会日程	年金を受給している人	2月5日(火)	市役所4階 大会議室	午前の部 9:00~9:30	午前の部 9:30~
	住宅取得等特別控除を受ける人	2月6日(水) 2月7日(木)		午後の部 1:00~1:30	午後の部 1:30~
	医療費控除を受ける人	2月8日(金)			

係に問い合わせください。

【必要書類】 ①登記簿謄本 ②新築工事の請負契約書、売買契約書の写し ③住民票の写し ④年末残高証明書 ⑤源泉徴収票など（新築住宅、既存住宅、増改築等取得の状況により必要書類が異なります）

②医療費控除を受けられる人

1年間に支払った医療費の合計額が、保険金等で補てんされる金額を控除し、10万円を越える場合や総所得金額の5%を越える場合は、医療費控除の対象となります。この控除を受けるには、確定申告書に「医療費の内訳書」「医療費の領収書」「源泉徴収票」の添付が必要です。

2. 年金を受給している人

年金を受給している人は、原則として確定申告により源泉徴収された税額を清算する必要があります。また、医療費控除、社会保険料控除、

生命保険料控除、損害保険料控除などがある場合には、確定申告をすることによって税金の還付を受けることができます。

□問い合わせ 税務課市民税係 ☎241~244

事業所得者の決算説明会

事業所得や不動産所得のある人は、白色申告の人でも確定申告書に事業所得などの収支内訳書を添付して税務署に提出することになっています。新潟税務署では、収支内訳書の作成方法や税法改正等について説明会を開きます。適正な申告を済ませるために、ぜひご来場ください。

□とき 1月16日(水) 午後1時30分~3時30分 □ところ 市役所4階・大会議室 □問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151

け資格が得られ、各種研修などに優先して推薦されます。既に認定を受けている人は、今回受ける必要はありません。

□対象者 農業従事日数が年100日以上の18歳から35歳までの農業後継者で、次のうちどれか一つに当てはまる人 ①農業振興協議会が主催する「農業大学講座」を終了した人 ②専門学校などの農業課程を終了した人 ③「市青年農業会議」の会員として1年以上在籍し、積極的に活動している人 □問い合わせ・申込先 各農協・支所と農政課に用意してある申込書に記入し、2月20日(水)までに各農協・支所または農政課 ☎234) へどうぞ

ター □内容 講演—滝沢昭義（明治大学教授）、山下惣一（農民作家）小松光一（法政大学講師）、小沢禎一郎（長野県農家）、板本洋子（日本青年館・結婚相談所長） パネルディスカッション □問い合わせ 農業委員会農政農業振興係 ☎222)

農業後継者認定希望者を募集

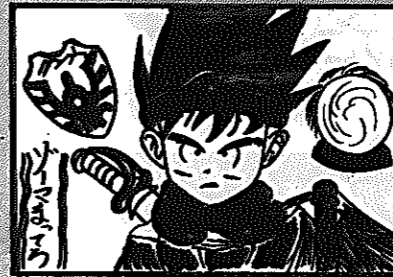
市農業振興協議会では、優れた農業の担い手を確保するため、平成2年度の「農業後継者認定」を希望する人を募集します。この認定を受けると、各種後継者育成資金の借り受

農業問題シンポジウムを開催

米の市場開放をはじめ農業を巡る問題が、国際化とともにクローズアップされています。このような中、足元から家族・農村・地域を考え、それぞれが行動するためのシンポジウムを、県、農業団体、新聞社、テレビ局などの後援を受け、市農業委員会などで組織する「白根発・農村と都市を結ぶ地域づくりを考えるシンポジウム」実行委員会が開催します。入場は無料で、どなたでも参加できます。お気軽においでください。 □とき 2月24日(日) 午後1時30分~5時 □ところ カルチャーセン



▲ペンネームリトマスさん (茨城県・17歳)



▲和田直樹くん (四つ野野・12歳)

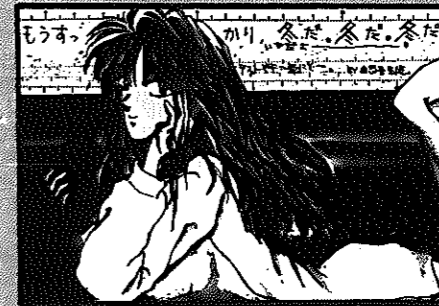


▲ペンネーム長谷川樹くん(上木山15歳)



あけましておめでとう！新年にちなんだ作品が幾つか届きました。ちょっと締め切りを早めたので間に合わなかった人は来月に期待してください。

▲ペンネーム猫耳一番!!さん (大潟南2・9歳)



▲ペンネーム光流さん (中央通3・15歳)



▲ペンネーム勇者口トさん (山崎野野・16歳)



作品 待ってま〜す!

♥イラストは官製はがきに黒1色ではっきりと。鉛筆がききできるだけご遠慮ください。
♥ペンネームを希望する人も住所・氏名・年齢は忘れずに。
♥締め切りは毎月15日とします。締め切り日を過ぎてから届いたものは、翌月分へ回します。
♥あて先は 〒950-12 白根市大字白根 白根市役所 企画調整課 広報広聴係 です。
♥採用分には粗品を差し上げます。どしどし応募してください。



鎌を作った半世紀 卓越した技能者で知事表彰

高木熊吉さん(諏訪木57歳)



「昔は二十五、六軒あったかじ屋も、今は六軒だけになりました」と話す高木熊吉さん。昨年十一月二日、卓越した技能者として県知事表彰を受賞。昭和八年から半世紀以上にわたって鎌などの製造に従事し、その生命線ともいえる熟処理工程などで抜群の技能を発揮してきました。昭和二十年、済州島で終戦を迎えた高木さんは十一月に復員。通産省の指定を受け、鎌製造に従事しました。しかし指定の解除後は次第に不況に。生産者の団結の必要を痛感した高木さんは、昭和三十七年に米沢市や月潟村の同業者らと東日本鎌生産者協議会を設立しました。

個人業者が多い鎌生産者の生活の安定を図るためには、第一に価格の問題がありました。問屋の言いなりで価格が決められただけではなく、後継者問題や公害問題など、問題が山積。それを解決するためには広い地域の組織化が必要だったので、「いろいろな面をいっぺい苦労した」と話す高木さん。組合ができたことにより、話し合いによって生産者の立場をアピルすることができるようになりました。現在も同協議会新潟県支部顧問、白根市鎌工業組合長として業界には欠かせない存在です。三十年前から町内会長を務め、白根神社の首座総代など神社関係の役職も多く持つ高木さん。「役を引き受ける仕事ができなくなるといふ人もいるけれども、私は朝早く仕事をし、夜遅くまでやり繰りして、地域奉仕の手間を稼ぎ出しました。今考えると、よく働いたものだと思います」と振り返ります。剣道五段、書道は師範という多才の高木さん。健康でいられる間は、社会に余力を還元するのが自分の務め」とも。もちろんその陰には奥さんのタケさんの内助の功があります。ご主人のそばでにこにこ相づちを打つ姿に、お二人の年輪が感じられました。